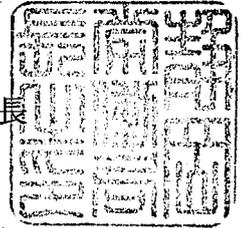


静労発基0516第3号
令和4年5月16日

関係団体の長 殿

静岡労働局長



令和4年度全国安全週間の周知について（依頼）

平素より労働行政の運営につきまして、格別なご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、企業を始め関係各界における安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、令和4年度全国安全週間を中央労働災害防止協会と共同で主唱し、

「安全は 急がず焦らず怠らず」

をスローガンに、別添の「令和4年度全国安全週間実施要綱」に基づき、令和4年7月1日を全国安全週間、6月1日から6月30日までを準備期間として実施します。

静岡県内の労働災害発生状況をみると、令和3年の休業4日以上之死傷者数は4,440人と前年と比べ約119人増加しています。また、死亡者数も今年に入ってから急増して12人（前年同期比で5人増）となっており、極めて憂慮すべき状況です（別添「労働災害発生状況（令和3年確定版）及び（令和4年）」参照）。

労働災害の防止のために、国、事業者、労働者などの関係者が重点的に取り組む事項を定めた「第13次労働災害防止計画」を、平成30年度を初年度とした5か年計画の最終年として展開しています。働く方一人一人がかけがえのない存在であり、それぞれの事業場で一人の被災者も出さないという理念の下、日々の仕事が安全で健康なものとなるよう、不断の努力が必要です。

労働災害の防止は事業者の責務ですが、安全活動を効果的に推進するためには労働者の理解と協力が最も重要であり、当局では、全国安全週間を契機に、事業場における安全活動の定着と労働者の安全意識の高揚を図るための取り組みを一層強化するよう呼びかけることとしています。

つきましては、貴職におかれましても、貴団体広報誌やホームページ等に令和4年度全国安全週間について掲載いただき、広く周知を図っていただきますようお願い申し上げます。また、全国安全週間実施要項の9及び10の各事項が実施されるよう、傘下の会員事業場及び関係事業者にご周知いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

また、全国安全週間に関する取組を行う際は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策について十分留意することが必要である旨、併せて周知いただけるよう重ねてお願い申し上げます。

なお、広報文例を参考として添付しますので御参照ください。

【参照】静岡労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/home.html>